

新	現行
<p>第1条（適用範囲） 当ホテルがお客様との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、本約款の定められるところによるものとし、本約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとし、</p> <p>2 当ホテルが法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、</p>	<p>（適用範囲） 第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約（宴会等も含まれる）は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、</p> <p>2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、</p>
<p>第2条（宿泊契約の申込） 当ホテルに宿泊契約を申込しようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。</p> <p>(1) 宿泊者名 (2) 宿泊日および到着予定時間 (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による） (4) その他当ホテルが必要と認める事項</p> <p>2 前項に基づき当ホテルに申出のあった内容に変更が生じたときは、変更後の内容をすみやかに当ホテルに申し出ていただきます。</p> <p>3 お客様が、宿泊中に第1項(2)の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込があったものとして処理いたします。</p>	<p>（宿泊契約の申込み） 第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。</p> <p>(1) 宿泊者名 (2) 宿泊日及び到着予定時刻 (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による） (4) 住所又は勤務先名、電話番号 (5) その他当ホテルが必要と認める事項</p> <p>2 宿泊客が、宿泊中に前項2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。</p>
<p>第3条（宿泊契約の成立等） 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込を承諾したときに成立するものとし、<b>ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。</b></p> <p>2 前項により宿泊契約が成立したときは、<b>当該宿泊契約にかかる全宿泊期間分の宿泊料金を、宿泊開始前または当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。</b></p> <p>3 次の各号に定める事由が生じたときは、当ホテルは、当該お客様にかかる申込を、実際には宿泊する意思がないにもかかわらず申込がなされたものとして取扱うことができるものとし、宿泊契約はその効力を失うものとし、</p> <p>(1) 前項の宿泊料金を同項の定めにより宿泊開始前または当ホテルが指定した日までにお支払いいただけないとき。 (2) 前条第1項に基づき申出のあった連絡先への連絡を試みても、最初の連絡をした日から起算して10日以内（ただし、宿泊日当日までの日数がこれに満たない場合は、宿泊日当日の15時まで）に連絡がとれないとき。 (3) 当ホテルからの連絡を拒否されたとき。</p> <p>4 前項(2)および(3)に該当する場合、受領済みの宿泊料金の返還はいたしかねます。</p>	<p>（宿泊契約の成立等） 第3条 宿泊契約は、当ホテルが<b>前条の申込みを承諾したときに</b>成立するものとし、ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。</p> <p>2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。</p> <p>3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。</p> <p>4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。</p>
<p>第4条（申込金の支払いを要しないこととする特約） 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。</p> <p>2 宿泊契約の申込を承諾するにあたり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合および当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取扱います。</p>	<p>（申込金の支払いを要しないこととする特約） 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しない特約に応じることがあります。</p> <p>2 宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取扱います。</p>
<p>第5条（宿泊契約締結の拒否） 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。</p>	<p>（宿泊契約締結の拒否）</p>

<p>(1) 宿泊の申込が、この約款によらないとき。</p> <p>(2) 満室のとき。</p> <p>(3) 災害その他の緊急事態の発生等により、被災者および災害復旧担当者等のため優先的に客室を提供すべきことが現実に予定されるなど、前号に準ずる事由のあるとき。</p> <p>(4) 宿泊しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律および暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員またはその関係者であるとき。</p> <p>(5) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められる場合。</p> <p>(6) 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき。</p> <p>(7) 宿泊に関し、その実施に伴う負担が過重であって他のお客様に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害する恐れのある要求として、厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき。</p> <p>(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。</p> <p>(9) 宿泊しようとする者が、他のお客様に迷惑を及ぼし、もしくは当ホテルの運営を阻害するおそれがあるとき、または他のお客様もしくは当ホテルの従業員に対し、迷惑を及ぼす言動をしたとき。</p> <p>(10) 宿泊しようとする者について、心身の不調が明らかに認められる状態であるとき。</p> <p>(11) 保護者の許可のない18歳未満の者のみが宿泊するとき。</p> <p>(12) 宿泊する権利を他に譲渡する目的で、宿泊の申込をしたとき。</p> <p>(13) 実際には宿泊する意思がないにもかかわらず、宿泊の申込をしたとき。</p> <p>(14) その他、各種法令または都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。</p>	<p>第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。</p> <p>(1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。</p> <p>(2) 満室により客室の余裕がないとき。</p> <p>(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。</p> <p>(5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。</p> <p>(6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。</p> <p>(7) 宿泊しようとする者が、館内にペット類を持込もうとするとき。</p> <p>(8) その他都道府県条例等の規定する場合に該当するとき。</p> <p>2 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないものとします。</p> <p>(1) 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）」による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団員」という）であるとき。</p> <p>(2) 宿泊しようとする者が、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員であるとき。</p> <p>(3) 宿泊しようとする者が、法人でその役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき。</p> <p>(4) 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。</p> <p>(5) 宿泊しようとする者が、当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。</p>
<p>第6条（お客様の契約解除権）</p> <p>お客様は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。</p> <p>2 当ホテルはお客様がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前にお客様が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じるにあたって、お客様が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルがお客様に告知したときに限ります。</p> <p>3 当ホテルは、お客様が連絡をしないで宿泊日当日の午後11時30分（到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約をお客様により解除されたものとみなして処理することがあります。</p>	<p>（宿泊客の契約解除権）</p> <p>第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。</p> <p>2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。</p> <p>3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後10時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。</p>
<p>第7条（当ホテルの契約解除権）</p> <p>当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。</p> <p>(1) お客様が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律および暴力団排除に関する都道府県条例に定める暴力団もしくは暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員またはその関係者であるとき。</p> <p>(2) お客様が、当ホテル内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、法令で許可されていない薬物、銃砲、刀剣類およびこれらの類似品の所持もしくは使用、他の利用客に迷惑を及ぼす行為、その他法令もしくは公序良俗に反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがあるとき。</p> <p>(3) お客様が特定感染症の患者等であるとき。</p> <p>(4) 宿泊に関し、以下に定める行為を行ったとき。</p>	<p>（当ホテルの契約解除権）</p> <p>第7条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約を解除することがあります。</p> <p>(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。</p> <p>(2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。</p> <p>(3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。</p> <p>(4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。</p> <p>(5) 宿泊客が、ペット類を持込んだとき。</p>

<p>① 事前に予約された人数を超えるお客様により客室を利用し、または利用を要求する行為</p> <p>② 社会通念上受忍限度の範囲内と認められる事実、または真偽が明らかでない事実を理由とする宿泊料の免除もしくは減額の要求行為、または客室変更の要求行為</p> <p>③ 粗野または乱暴な言動その他当ホテル従業員の心身に不安または恐怖を感じさせる言動を繰り返す行為</p> <p>④ 当ホテルにおいて通常提供するサービス内容を超える接遇を要求する行為</p> <p>⑤ 客室および当ホテル内の施設の適切な使用方法について、当ホテル従業員による繰り返しの要請にもかかわらず、当該要請に応じない態度を表示する行為</p> <p>⑥ 客室および当ホテル内の施設、家具、寝具、備品、装飾品を故意または重過失により破損もしくは汚損し、または不正に窃取する行為</p> <p>⑦ 法律上の義務の範囲を超えた過剰な要求行為（当ホテルの過失を原因とするものを含む）</p> <p>⑧ 前記のほか、その実施に伴う負担が過重であって他のお客様に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害する恐れのある要求として、厚生労働省令で定めるものを繰り返す行為</p> <p>(5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。</p> <p>(6) 客室での寝タバコ、消防用設備等に対するいたずら等、火災予防・防火に支障を及ぼす行為をしたとき。</p> <p>(7) 宿泊する権利を譲渡し、または譲渡しようとしたとき。</p> <p>(8) 宿泊契約の締結が旅行代理店を通じてなされている場合において、当該旅行代理店からの宿泊代金の支払いが確認されていないとき。なお、宿泊代金の支払いが確認されていない場合とは、支払いが金融機関の窓口営業時間終了の間際に振込の方法によって、もしくは金融機関の営業時間の如何にかかわらずインターネットを介した銀行取引の方法等によってなされたものの、翌日が金融機関の休業日となっているため、当日に振込の事実が確認されない場合を含みます。</p> <p>(9) この約款または当ホテルの利用規則に違反したとき。</p> <p>(10) その他、各種法令または都道府県条例等の規定する宿泊を拒むことができる場合に該当するとき。</p> <p>2 前項に基づく解除の通知は、口頭または第 2 条に基づき申出のあったお客様の連絡先への電話、電子メールまたは書面により行うものとし、当該通知が、第 2 条に基づき申出のあった連絡先に通知をしても到達しない場合には、第 3 条第 3 項の規定を適用するほか、通常到達すべき期間を経過した時点をもって到達したものとみなして取扱うことができるものとします。</p> <p>3 当ホテルが前 2 項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、第 1 項 (3) および (5) の場合を除き、宿泊料金の返還はいたしかねます。</p> <p>4 お客様が第 1 項 (4) ⑥に該当し、当ホテルに損害が生じたときは、お客様は損害賠償金（修理代相当額および営業が出来なくなった場合における営業補償金）を当ホテルに支払うものとします。</p>	<p>(6) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。</p> <p>(7) 都道府県の条例に定めのある時は、その規定に該当するとき。</p> <p>2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。</p> <p>3 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約を無条件に解除するものとします。</p> <p>(1) 暴力団等であるとき。</p> <p>(2) 暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。</p> <p>(3) 法人でその役員のうち暴力団等の構成員に該当する者であるとき。</p> <p>(4) 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。</p> <p>(5) 当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。</p> <p>(6) 当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わなかったとき。</p>
<p>第 8 条（宿泊の登録）</p> <p>お客様は、宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。</p> <p>(1) お客様の氏名、年齢、性別、住所および<b>連絡先</b></p> <p>(2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日</p> <p>(3) 出発日および出発予定時刻</p> <p>(4) <b>前泊地および行先地</b></p> <p>(5) その他当ホテルが必要と認めた事項</p> <p>2 お客様が第 12 条の料金の支払いを宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。</p>	<p>(宿泊の登録)</p> <p>第 8 条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。</p> <p>(1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所、<b>電話番号および職業</b>。</p> <p>(2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日。</p> <p>(3) 出発日及び出発予定時刻。</p> <p>(4) その他当ホテルが必要と認める事項。</p> <p>2 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。</p>
<p>第 9 条（客室の使用時間）</p> <p>当ホテルの客室の使用時間は、<b>チェックイン時から翌日のチェックアウト時</b>までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日および出発日を除き、終日利用することができます。</p>	<p>(客室の使用時間)</p> <p>第 9 条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌日午前 11 時までとします。</p>

<p>2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じる場合があります。この場合には客室内のインフォメーションタブレット等に掲示する追加料金を申し受けます。</p>	<p>ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができません。</p> <p>2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じる場合があります。この場合には次の掲げる追加料金を申し受けます。</p> <p>(1) 午前 11 時から午後 2 時まで、通常室料の 25%</p> <p>(2) 午前 11 時から午後 5 時まで、通常室料の 50%</p> <p>(3) 午前 11 時から午後 5 時以降、通常室料の 100%</p>
<p>第 10 条 (利用規則の遵守) お客様は、当ホテルにおいては、当ホテルが定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。</p>	<p>(利用規則の遵守) 第 10 条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。</p>
<p>第 11 条 (営業時間) 当ホテルの主な施設等の営業時間は、館内各所の掲示または客室内のインフォメーションタブレット等でご案内いたします。</p> <p>2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適宜お知らせします。</p>	<p>(営業時間) 第 11 条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けのパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。</p> <p>(1) フロント・キャッシャー等サービス時間： 24 時間サービス</p> <p>(2) 飲食等（施設）サービス時間： 朝食 平日 06 時 15 分 ～ 10 時 00 分 土日祝 06 時 30 分 ～ 10 時 00 分 最終入店 09 時 30 分まで</p> <p>(3) 附帯サービス施設時間：別途ステーションナリーご案内書のとおり。</p> <p>2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には適切な方法をもってお知らせします。</p>
<p>第 12 条 (料金の支払い) お客様が支払うべき宿泊料金等の内訳およびその算出方法は、別表第 1 に掲げるところによります。</p> <p>2 宿泊料金等の支払は、通貨または当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、チェックインまたは当ホテルが請求した際に行っていただきます。</p> <p>3 当ホテルがお客様に客室を提供し、使用が可能になったのち、お客様が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料は申し受けます。</p>	<p>(料金の支払い) 第 12 条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第 1 に掲げるところによります。</p> <p>2 前項の宿泊料金等の支払いは、日本国通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、<b>宿泊客のチェックイン時の前払もしくは、</b>当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。</p> <p>3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。</p> <p>4 3 日以上に亘る宿泊の場合は、<b>宿泊予定期間中の宿泊料金相当額を前納して頂き、3 日ごとに精算させていただきます。</b></p> <p>5 買掛払いによるご精算は、当ホテルと法人売掛契約を締結している法人又はその事業所からの宿泊申込によるお客様に限ります。</p> <p>6 なお、買掛け払いによるご精算を伴う宿泊予約については、予約時に支払期日、支払方法、責任者等を明示頂き、宿泊等の利用行為終了時に、勘定書にお客様（ご利用者）の署名を頂きます。</p>
<p>第 13 条 (当ホテルの責任) 当ホテルは、宿泊契約およびこれに関連する契約の不履行、または不法行為によりお客様に損害を与えたときは、当ホテルに故意または重大な過失のある場合のみ、その損害を賠償します。</p>	<p>(当ホテルの責任) 第 13 条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行に</p>

<p>2 当ホテルは、前項の損害に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しておりますが、保険契約上の免責事由に該当するときは、お客様の被った損害が填補されない場合があります。</p>	<p>より宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。</p> <p>2 当ホテルは、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。</p>
<p>第14条（契約した客室の提供ができないときの取扱い） 当ホテルは、お客様に契約した客室を提供できないときは、お客様の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。</p> <p>2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設を斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料をお客様に支払い、その補償料は損害賠償額に充当いたします。ただし、客室の提供ができない事について、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。</p>	<p>（契約した客室の提供が出来ないときの取扱い） 第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。</p> <p>2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。</p>
<p>第15条（寄託物などの取扱い） お客様がフロントにお預けになった物品または現金ならびに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは5万円を上限としてその損害を賠償します。ただし、現金および貴重品については、お客様がその種類および価額の申告を行わなかったときは、当ホテルはその損害を賠償しません。</p> <p>2 お客様が当ホテル内にお持込みになった物品、現金または貴重品について滅失、毀損等の損害が生じた場合、フロントにお預けにならなかったものに関しては、当ホテルに故意または重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても当ホテルは責任を負いかねます。</p>	<p>（寄託物等の取扱い） 第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力の場合を除き、当ホテルは旅館賠償責任保険補償限度額の範囲内でその損害を賠償します。尚、お預かりする物品又は現金並びに貴重品が高額に及ぶ場合は、お預かり致しかねる場合もあります。その節はご了承下さい。</p>
<p>第16条（お客様の手荷物または携帯品の保管） お客様の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、お客様がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。</p> <p>2 お客様がチェックアウトしたのち、お客様の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、該当所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しない時は、発見日を含めて3日間保管し、その後最寄りの警察へ届けます。その他の物品については当ホテルの裁量により適宜処分いたします。ただし、消耗品や飲料、食品類その他衛生環境を損なう物、新聞・雑誌、傘、その他廃棄されたと判断したものは、すみやかに当ホテル所定の手順に従い処分いたします。</p> <p>3 前2項の場合におけるお客様の手荷物または携帯品の保管について当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。</p>	<p>（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管） 第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限り責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際確認の上お渡しします。</p> <p>2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられ、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。（警察の保管期間は3カ月です）</p> <p>3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、準ずるものとし、前項の場合にあつては当ホテルの責任は、免責されるものとしたします。</p>
<p>第17条（駐車場の責任） お客様が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。</p> <p>2 当ホテルは、当ホテルが管理していない提携駐車場内における車両、その付属装着物または積載物の盗難、紛失または毀損については一切責任を負いません。</p>	<p>（駐車場の責任） 第17条 宿泊客が当ホテルのあっ旋する駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは車両の管理責任まで負うものではありません。</p>

<p>第 18 条 (お客様の責任) お客様の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該お客様は当ホテルに対しその損害を賠償していただきます。</p>	<p>(宿泊客の責任) 第 18 条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。</p>																																
<p>第 19 条 (本約款・利用規則の変更) 本約款および利用規則 (以下「本約款等」という) は、民法第 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、当ホテルは以下の場合に当ホテルの裁量により本約款等を変更することがあります。</p> <p>(1) 本約款等の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。 (2) 本約款等の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。</p> <p>2 前項により、当ホテルが本約款等を変更する場合、本約款等を変更する旨および変更後の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の 1 ヶ月前までに、個別の通知および説明に代え、当ホテル所定のウェブサイトに掲示します。</p> <p>3 変更後の本約款等の効力発生日以降に、お客様が本約款等に基づく当ホテルのサービスを利用したときは、本約款等の変更に同意したものとみなします。</p>																																	
<p>第 20 条 (裁判管轄および準拠法等) お客様と当ホテルとの宿泊契約に関連して発生した全ての紛争に関する裁判管轄は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p> <p>2 お客様と当ホテルとの宿泊契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。</p> <p>3 宿泊約款が複数の言語で作成されている場合に、各宿泊約款での記載に相違、矛盾その他の齟齬があるときは、日本語表記の宿泊約款の記載内容が優先するものとします。</p> <p style="text-align: center;">以上</p>																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">内訳</th> <th style="width: 70%;">別表第 1 宿泊料金等の内訳 (第 2 条第 1 項および第 12 条第 1 項関係)</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">支払うべき総額</td> <td>宿泊料金</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">内 訳</th> </tr> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%;">宿 泊 料 金</td> <td>① 基本宿泊料(室料(又は室料+朝食料))</td> </tr> <tr> <td></td> <td>追 加 料 金</td> <td>② 飲食料又は追加飲食(朝食以外の飲食料)及びその他の利用料金 ③ サービス料(②×10%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>税 金</td> <td>イ 消費税 ロ 特別地方消費税 ハ 入湯税(温泉地のみ)</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>① 基本宿泊料 (室料 (および室料+朝食等の飲食料) )</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 追加飲食 (①に含まれるものを除く) および付帯施設の利用料金 ③ その他利用施設の定めるサービス料等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>消費税 入湯税 (温泉地のみ) 宿泊税 (該当地のみ)</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 基本宿泊料は、フロント・パンフレットに提示する料金表によります。 税法が改正された場合は改正された規定によるものとします。</p>		内訳	別表第 1 宿泊料金等の内訳 (第 2 条第 1 項および第 12 条第 1 項関係)	支払うべき総額	宿泊料金	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">内 訳</th> </tr> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%;">宿 泊 料 金</td> <td>① 基本宿泊料(室料(又は室料+朝食料))</td> </tr> <tr> <td></td> <td>追 加 料 金</td> <td>② 飲食料又は追加飲食(朝食以外の飲食料)及びその他の利用料金 ③ サービス料(②×10%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>税 金</td> <td>イ 消費税 ロ 特別地方消費税 ハ 入湯税(温泉地のみ)</td> </tr> </table>			内 訳		宿 泊 料 金	① 基本宿泊料(室料(又は室料+朝食料))		追 加 料 金	② 飲食料又は追加飲食(朝食以外の飲食料)及びその他の利用料金 ③ サービス料(②×10%)		税 金	イ 消費税 ロ 特別地方消費税 ハ 入湯税(温泉地のみ)		① 基本宿泊料 (室料 (および室料+朝食等の飲食料) )		② 追加飲食 (①に含まれるものを除く) および付帯施設の利用料金 ③ その他利用施設の定めるサービス料等		消費税 入湯税 (温泉地のみ) 宿泊税 (該当地のみ)		<p>別表第 2</p> <p>違約金 (第 6 条第 2 項関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">契約解除の通知を受けた日</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>	契約解除の通知を受けた日						
	内訳	別表第 1 宿泊料金等の内訳 (第 2 条第 1 項および第 12 条第 1 項関係)																															
支払うべき総額	宿泊料金	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="text-align: center;">内 訳</th> </tr> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%;">宿 泊 料 金</td> <td>① 基本宿泊料(室料(又は室料+朝食料))</td> </tr> <tr> <td></td> <td>追 加 料 金</td> <td>② 飲食料又は追加飲食(朝食以外の飲食料)及びその他の利用料金 ③ サービス料(②×10%)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>税 金</td> <td>イ 消費税 ロ 特別地方消費税 ハ 入湯税(温泉地のみ)</td> </tr> </table>			内 訳			宿 泊 料 金	① 基本宿泊料(室料(又は室料+朝食料))		追 加 料 金	② 飲食料又は追加飲食(朝食以外の飲食料)及びその他の利用料金 ③ サービス料(②×10%)		税 金	イ 消費税 ロ 特別地方消費税 ハ 入湯税(温泉地のみ)																		
			内 訳																														
			宿 泊 料 金	① 基本宿泊料(室料(又は室料+朝食料))																													
	追 加 料 金	② 飲食料又は追加飲食(朝食以外の飲食料)及びその他の利用料金 ③ サービス料(②×10%)																															
	税 金	イ 消費税 ロ 特別地方消費税 ハ 入湯税(温泉地のみ)																															
	① 基本宿泊料 (室料 (および室料+朝食等の飲食料) )																																
	② 追加飲食 (①に含まれるものを除く) および付帯施設の利用料金 ③ その他利用施設の定めるサービス料等																																
	消費税 入湯税 (温泉地のみ) 宿泊税 (該当地のみ)																																
契約解除の通知を受けた日																																	
<p>別表第 2</p> <p>違約金 (第 6 条関係)</p>																																	

旅客人数	20日前	9日前	前日	当日	不泊
1～14名			50%	100%	100%
15名～	10%	20%	80%	100%	100%

(注)

- 1 %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- 2 予約されたプランや、旅行会社経由等の申込先によって上記内容とは異なる場合がございます。

改定日：2024年11月1日  
大阪ジョイテルホテル

契約申込人数		不泊	当日	前日	9日前	20日前
一般	14名まで	100%	80%	50%		
団体	15名～ 99名まで	100%	100%	80%	20%	
	100名以上	100%	100%	80%	20%	10%

- (注) 1.%は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。  
2.契約日数が短縮した場合、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を受します。  
3.団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（そのより後に申込みをお引き受けした場合には、そのお引き渡した日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金はいただきません。

収  
日  
だ